平成26年　№27

○国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項の一部を改正する要項

改正理由

推進本部の構成員の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成26年５月21日　　役員会　　審議・承認

○国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部要項の一部を改正する要項

改正理由

推進本部の構成員の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成26年５月21日　　役員会　　審議・承認

国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項等の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成26年５月22日

国立大学法人東京学芸大学長
出　口　利　定

平成26年５月22日

国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項等の一部を改正する要項

次に掲げる要項の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

(1) 国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項（平成22年３月４日制定）

(2) 国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部要項（平成22年３月17日制定）

国立大学法人東京学芸大学教員養成カリキュラム改革推進本部要項の一部改正について

改正理由：推進本部の構成員の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕	〔省略〕
（組織） 第４条　推進本部は，次に掲げる本部員で組織する。 (1) 学長が指名する理事又は副学長　１名 (2) 附属学校運営参事　１名 (3) 教務委員会委員長 (4) 学長が委嘱する教員　若干名 (5) 学務部長 ２　推進本部に本部長及び副本部長を置き，本部長は前項第１号の本部員をもって充て，副本部長は本部長が指名する。 ３　本部長は，推進本部の業務を総括する。 ４　副本部長は，本部長を補佐し，本部長に事故があるときは，その職務を代行する。	（組織） 第４条　推進本部は，次に掲げる本部員で組織する。 (1) 学長が指名する理事　１名 (2) 学長が指名する副学長　１名 (3) 教員養成カリキュラム開発研究センター長 (4) 学生キャリア支援センター長 (5) 附属学校運営参事　１名 (6) 教務委員会委員長 (7) 学長が委嘱する教員　若干名 (8) 学務部長 ２　推進本部に本部長及び副本部長を置き，本部長は前項第１号の本部員をもって充て，副本部長は本部長が指名する。 ３　本部長は，推進本部の業務を総括する。 ４　副本部長は，本部長を補佐し，本部長に事故があるときは，その職務を代行する。
（任期） 第５条　前条第１項第４号の本部員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。	（任期） 第５条　前条第１項第７号の本部員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。
〔省略〕	〔省略〕
附　則 この要項は，平成 26 年５月 22 日から施行し、平成 26 年４月１日から適用する。	

国立大学法人東京学芸大学国際戦略推進本部要項の一部改正について

改正理由：推進本部の構成員の変更に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
〔省略〕 （組織） 第４条　推進本部は，次に掲げる本部員で組織する。 (1) 学長が指名する理事又は副学長　１名 (2) 留学生センター長 (3) 学長が委嘱する教員　若干名 (4) 国際課長 ２　推進本部に本部長及び副本部長を置き，本部長は前項第１号の本部員をもって充て，副本部長は本部長が指名する。 ３　本部長は，推進本部の業務を総括する。 ４　副本部長は，本部長を補佐し，本部長に事故があるときは，その職務を代行する。 （任期） 第５条　前条第１項第３号の本部員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。 〔省略〕 附　則 この要項は，平成 26 年５月 22 日から施行し、平成 26 年４月１日から適用する。	〔省略〕 （組織） 第４条　推進本部は，次に掲げる本部員で組織する。 (1) 学長が指名する理事又は副学長　１名 (2) 留学生センター長 (3) 各学系の教授会構成員から選出された者　各１名 (4) 国際課長 (5) 学長が委嘱する教員　若干名 ２　推進本部に本部長及び副本部長を置き，本部長は前項第１号の本部員をもって充て，副本部長は本部長が指名する。 ３　本部長は，推進本部の業務を総括する。 ４　副本部長は，本部長を補佐し，本部長に事故があるときは，その職務を代行する。 （任期） 第５条　前条第１項第３号及び第５号の本部員の任期は２年とし，再任を妨げない。ただし，欠員が生じた場合の後任者の任期は，前任者の残任期間とする。 〔省略〕